令和 8 年 10 月 28 日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局　海上安全環境部　運輸労務監理官

（1）行政処分等の年月日	令和 8 年 10 月２６日
（2）事業者の氏名又は名称	Y Cruise 株式会社
（3）処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
（4）原因となった違反の内容	令和 8 年 6 月 5 日に、弊社の運航する一般旅客定期航路事業のうち横浜駅東口～山下公園航路（関東８３）において運航する旅客船「シーバス５」「SEA BASS ZERO」が内部監査により機関長が受有する海技免状が失効したまま複数回にわたり旅客輸送に従事していたことが判明し 6 月 24 日、7 月 2 日、7 月 17 日に海上運送法第 25 条第一項に基づく検査を実施したところ船舶職員及び小型船舶操縦者法や安全管理規定に違反する事実が確認された。
（5）命令事項	以下に掲げる措置について、令和 8 年 11 月 25 日までに当局あてに文章で報告すること。 ① 船舶借入人は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 18 条第 1 項に基づき、運航する船舶に乗組み基準に定める有効な海技免状を受有する海技士を乗り組ませることについて管理体制の見直しを行い、これに確実に遵守するものとすること。また、運航船舶に乗組む船舶職員は、同法第２１条第１項に基づき、乗組み基準において必要とされる資格に係る有効な海技免状を受有すること。 ②経営トップは、船舶職員及び小型船舶操縦者法及び安全管理規程に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。

	③安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ④運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航の管理及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。 ⑤運航管理者は、安全管理規程第 24 条に基づき、配乗計画の作成にあたり、適正な資格を有している法定職員が確保されているか等、運航の安全性について検討を行い法定乗組み基準に適合するよう配乗計画を作成すること。 ⑥運航管理者は、安全管理規程第 48 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、事故の発生を知ったときは速やかに運輸局等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。